

変更点の整理

島根県と松江市の市街化調整区域の
地区計画ガイドラインの変更点

今回の中尾地区計画の変更点

島根県のガイドライン(H19.11.30策定)

都市計画法第34条1号に規定する
日用物品店舗等の内、
3,000㎡以下の立地誘導を検討す
る



松江市のガイドライン(R3.4.1策定)

店舗
延床面積3,000㎡以下を基本とするが、
農業振興に資すると認められた店舗
(ホームセンター等)については
延床面積10,000㎡以下とする。



変更前(現行、R2.1.10施行)

日用物品販売店舗で、
床面積の合計が3,000㎡以下のもの。
(住居併用不可)



変更後(案)

店舗
床面積の合計が3,000㎡以下(住居併用不可)
を基本とするが、
農業振興に資すると認められた店舗
(ホームセンター等)については、
床面積の合計が10,000㎡以下とする。